

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について

1 位置付け

老人福祉法第 20 条の 8 に規定する「市町村老人福祉計画」及び介護保険法第 117 条に基づく「介護保険事業計画」を一体的に策定

2 目的

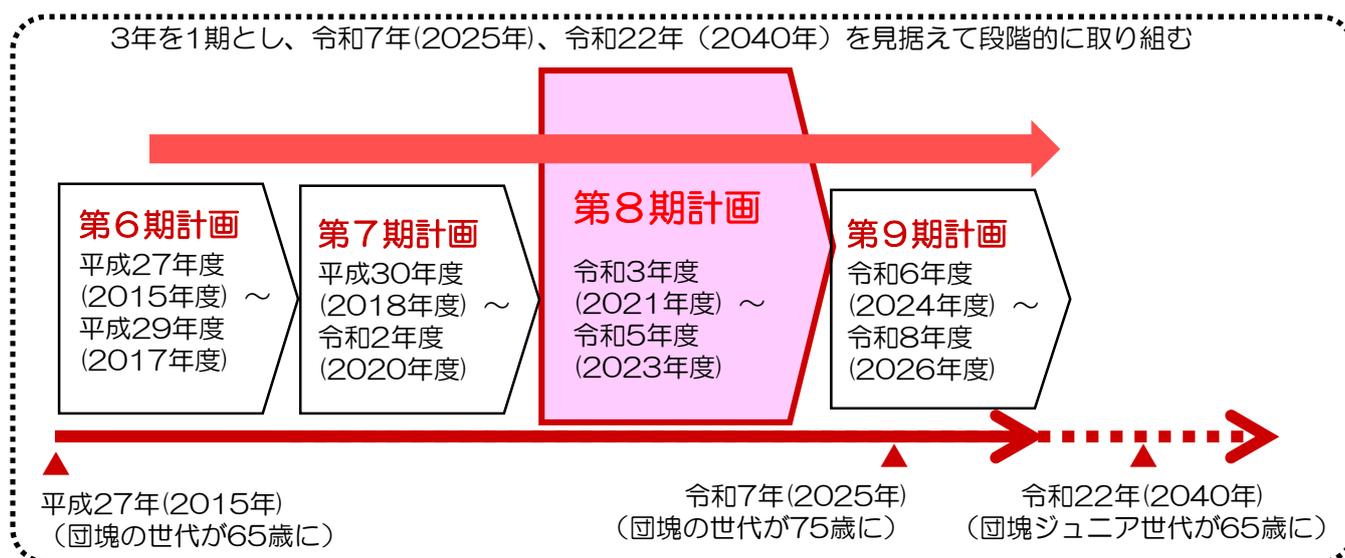
高齢者に関する各種の保健福祉事業や介護保険制度の円滑な実施に関する計画として、取り組む課題を明らかにし目標等を定める。また、保険料・施設整備量等の設定を行う。

3 計画期間

介護保険法により 3 年を 1 期と定められている

第 7 期計画（現行） 平成 30 年度（2018 年度）から令和 2 年度（2020 年度）まで

第 8 期計画 令和 3 年度（2021 年度）から令和 5 年度（2023 年度）まで



4 本市の計画策定方法（資料 8 参照）

ア 策定機関

吹田健やか年輪プラン（吹田市社会福祉審議会高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）推進専門分科会

【庁内】吹田健やか年輪プラン推進本部（吹田市高齢者保健福祉施策・介護保険事業推進本部）

※吹田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画については、第 7 期より、住み慣れた吹田のまちで、自分らしく健やかに年を重ねていただきたいとの願いを込めて、「吹田健やか年輪プラン」の愛称をつけています。

イ 実態調査の反映

第 8 期計画にかかる高齢者等実態調査（令和 2 年（2020 年）2 月）

ウ 市民意見の聴取

パブリックコメント実施予定（令和 2 年（2020 年）12 月）